

## 22.電気工事士の義務・目的

電気工事士法からの問題です。



電気工事士の**免許に関することや報告は都道府県知事**です。  
交付も返納を命ずるのも都道府県知事が行います。

実際は都道府県庁の総務課あたりの仕事なんだろうけれど、  
承認をしてはんこを押すのは都道府県知事ということになってま  
す。

### 電気工事士の目的（法第1条）

電気工事士の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって**電気工事の欠陥による災害の発生防止**に寄与することを目的とする。

#### POINT

一番大事なのは、**欠陥による災害の発生防止**なのです。したがって、それを考えたときに初めて電気工事士として何が重要か分かってきます。これは試験とは関係ありませんが、資格取得後はくれぐれも欠陥による災害などを発生させないように願います。ちなみに、免許の失格もありますので、あしからず！

# 電気工事士等の資格と作業範囲

資格	電気工作物	一般用電気工作物	自家用電気工作物(500kW未満)	
			簡易電気工事	特殊電気工事
特殊電気工事資格者				●
認定電気工事従事者			●	
第1種電気工事士	●	●	●	
第2種電気工事士	●			

※ 簡易電気工事とは、自家用電気工作物(500kW未満)の電気工事の内、600V以下の電気工事(電線路に関わるモノを除く)つまり、高圧受電されている施設において、電線の施設などは出来ないが、器具の取付や接続などは出来るということです。したがって、**第2種電気工事士の資格を持っていても、低圧だからといって一般的なビルの埋込コンセントを交換したり、蛍光灯の安定器を取り外したりは出来ません。**

※ 特殊電気工事とは、自家用電気工作物(500kW未満)の電気工事の内、**ネオン工事、非常用予備発電装置工事**を指します。

## 電気工事士の義務

- **電気設備技術基準**に適合するように作業しなければならない。
- 電気工事の**作業に従事するときは、電気工事士免状等を携帯**していなければならない。
- **都道府県知事**から工事内容について報告を求められた場合には、**報告**しなければならない。
- **氏名が変更**されたときは**都道府県知事に申請**しなければならない。

### POINT

- 電気工事士の資格は**免許**です！**車の免許と同じで携帯**していなければならないということです。
- 免許に関することは**都道府県知事**です。

あとは練習問題をやってみましょう。前項までの記述で全て理解できないと思いますが考える癖を付けましょう。おそらく、「これじゃないかな？」と当たりを付けることが出来ると思います。

# Practice 練習問題をやってみよう!

1. 電気工事士の義務又は制限に関する記述として、誤っているものは。
    - イ. 電気工事士は、電気工事の作業に電気用品安全法に定められた電気用品を使用する場合は、同法に定める適正な表示が付されたものを使用しなければならない。
    - ロ. 電気工事士は、電気工事士法で定められた電気工事の作業を行うときは、電気工事士免状を携帯しなければならない。
    - ハ. 電気工事士は、電気工事士法で定められた電気工事の作業を行うときは、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合するよう作業を行わなければならない。
  - ニ. 電気工事士は、住所を変更したときは、免状を交付した都道府県知事に申請して免状の書き換えをしてもらわなければならない。
- 
2. 電気工事士法に基づく手続等に違反しているものは。
    - イ. 電気工事士試験に合格したが、電気工事の作業に従事しないので都道府県知事に免状交付申請をしなかった。
    - ロ. 電気工事士が経済産業大臣に届け出ないで、複数の都道府県で電気工事の作業に従事した。
    - ハ. 電気工事士が住所を変更したが、30日以内に都道府県知事にこれを届け出なかった。
  - ニ. 電気工事士が電気工事士免状を紛失しないよう、これを営業所に保管したまま電気工事の作業に従事した。

3. 電気工事士の義務又は制限に関する記述として、誤っているものは。

- イ. 電気工事士は、電気工事の作業に電気用品安全法に定められた電気用品を使用する場合は、同法に定める適正な表示が付されたものを使用しなければならないが、その制限は特定電気用品に限られる。
- ロ. 電気工事士は、電気工事士法で定められた電気工事の作業を行うときは、電気工事士免状を携帯しなければならない。
- ハ. 電気工事士は、電気工事士法で定められた電気工事の作業を行うときは、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合するよう作業を行わなければならない。
- ニ. 電気工事士は、氏名を変更したときは、電気工事士免状を交付した都道府県知事に申請して同免状の書き換えをしてもらわなければならない。

4. 電気工事士法の主な目的は。

- イ. 電気工事に従事する主任電気工事士の資格を定める。
- ロ. 電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与する。
- ハ. 電気工事士の身分を明らかにする。
- ニ. 電気工作物の保安調査の義務を明らかにする。

5. 電気工事士が電気工事士法に違反したとき、電気工事士免状の返納を命ずることができる者は。

- イ. 経済産業大臣
- ロ. 経済産業局長
- ハ. 都道府県知事
- ニ. 市町村長

6. 電気工事士免状に関する記述として、誤っているものは。

イ. 免状を汚し再交付の申請をするときは、申請書に当該免状を添えて交付した都道府県知事に提出する。

ロ. 免状の返納を命じられた者は、返納を命じた都道府県知事に返納しなければならない。

ハ. 免状の交付を受けようとする者は、必要な書類を添えて居住地の市町村長に申請する。

ニ. 免状の記載事項とは免状の種類、交付番号及び交付年月日並びに氏名及び生年月日である。

7. 電気工事士免状を紛失したとき再交付をどこへ申請すればよいか。

イ. 紛失した場所を管轄する都道府県知事      ハ. 経済産業大臣

ロ. 紛失した免状を交付した都道府県知事      ニ. 住所地を管轄する経済産業局長

8. 電気工事士に課せられた義務又は制限に関する記述として、誤っているものは。

イ. 電気工事士は、一般用電気工作物の電気工事の作業を行うときは、電気工事士免状を携帯していなければならない。

ロ. 電気工事士は、一般用電気工作物の電気工事の作業を行うときは、電気設備の技術基準に適合するよう工事を行わなければならない。

ハ. 第二種電気工事士の免状の取得者は、最大電力 150[kW]の自家用電気工作物(需要設備)のネオン工事の作業に従事できる。

ニ. 電気工事士は、電気工事の作業に電気用品を使用するときは、電気用品安全法に定められた適正な表示が付されたものでなければ使用してはならない。

# Answer 答え合わせをしましょう。

## 1. ニ

住所の書き換えは必要ありません。

## 2.

イは免状交付申請をしないために免状が交付されないだけです。

ロは国家資格であるため、日本国内でなら資格は有効です。経済産業大臣に届けなければならないのは、電気工事業者の事業所が2都道府県以上にある場合の業務開始登録や変更届や廃止届けなどです。

ハは住所の書き換えの必要がありません。

ニは作業の際は常に携帯していなければならないため違反です。

## 3. イ

>あまり良い試験問題ではありません。誤解されやすい記述が見受けられ、それが答えとなっています。

“その制限は特定電気用品に限られる”赤字の部分が電気工事士に対してなのか、電気用品に対してなのかにより意味合いが違ってきます。とりあえず、電気用品の制限と言うことらしいです。

ロの免許携帯は正しいです。

ハは義務の一つです。

ニの氏名変更は、電気工事士免状を交付した都道府県知事に申請して同免状の書き換えをしてもらわなければなりません。

4. 口

災害の発生防止がもっとも大きな目的です。

5. ハ

電気工事士免許に関することは都道府県知事です。

6. ハ

7. 口

交付した都道府県知事です。

8. ハ

ネオン工事や非常用予備発電機工事は特殊電気工事資格者の工事範囲となります。